

食安輸発0810第2号
平成27年8月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

特定の製造者が製造するイスラエル産食品の取扱いについて

標記については、平成26年10月20日付け食安輸発1020第3号にて通知しているところですが、

今般、当該製造者より、違反原因の究明及び再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしくをお願いします。